

流山市スポーツボランティア制度実施要項

(目的)

第1条 流山市スポーツボランティア制度は、流山市スポーツボランティアとしてスポーツを「支える」人材を育成し、活躍できる環境を整えることで、市民のスポーツ活動を支援し、スポーツの場の確保に努めるとともに、スポーツを地域に根付かせることを目的とする。

(責務)

第2条 流山市及び流山市教育委員会は、流山市スポーツボランティア制度実施要項の定めるところに従って流山市スポーツボランティア制度を運用し、前条の目的を達成するよう努めなければならない。

(実施内容)

第3条 流山市スポーツボランティア制度として、次の事業を実施する。

- (1) 流山市スポーツボランティアの募集及び登録
- (2) 流山市スポーツボランティアの登録をした者への、流山市または流山市教育委員会が主催または共催するスポーツ事業でのスポーツボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (3) その他ボランティア活動に必要な事業

(登録、解除及び変更)

第4条 流山市スポーツボランティアの登録及びその解除は、それらを希望する18歳以上の者またはこれらの者を含む団体からの申込みにより、逐次行うものとする。

- 2 流山市スポーツボランティアの登録を希望する者は、流山市スポーツボランティア登録申込書(第1号様式)により申し込むものとする。ただし、流山市スポーツボランティアの登録を希望するものが団体の場合は、流山市スポーツボランティア団体登録申込書(第2号様式)により申し込むものとする。
- 3 流山市スポーツボランティア登録者には、流山市スポーツボランティア登録証(第3号様式)を交付する。なお、登録者が団体の場合は、スポーツボランティア参加者に流山市スポーツボランティア登録証(団体)(第4号様式)を交付する。
- 4 流山市スポーツボランティア登録の解除を希望するものは、流山市スポーツボランティア登録解除申出書(第5号様式)に前項の流山市スポーツボランティア登録証を添えて申し出るものとする。ただし、流山市スポーツボランティア登録の解除を希望するものが団体の場合は、流山市スポーツボランティア団体登録解除申出書(第6号様式)に前項の流山市スポーツボランティア登録証を添えて申し出るものとする。
- 5 流山市スポーツボランティア登録者は、登録した情報に変更があった場合は、流山市スポーツボランティア登録内容変更届(第7号様式)により届け出るものとする。流山市スポーツボランティア登録者が団体の場合は、登録した情報に変更があった場合は、流山市スポーツボランティア団体登録内容変更届(第8号様式)により届け出るものとする。

6 流山市は、流山市スポーツボランティア登録者の個人情報に厳重に管理するものとし、当該情報を次に掲げる目的以外の目的に使用してはならない。

(1) 流山市または流山市教育委員会が主催または共催として行うスポーツ関連事業におけるスポーツボランティアに関する情報の提供

(2) その他流山市がスポーツボランティア活動に有効と判断する情報の提供

7 流山市スポーツボランティア登録を解除した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう、厳重に確認の上、即時消去しなければならない。

(受付)

第5条 第3条第2号の規定に基づく情報提供により、スポーツボランティアを希望する者からの申込みは、主催者が受け付ける。

流山市スポーツボランティア登録団体は、第3条第2号の規定に基づく情報提供により、団体内にスポーツボランティア参加希望者がいる場合は、これを取りまとめた上、主催者に申し出るものとする。

(個人情報)

第6条 前条の規定に基づき、スポーツボランティアの申込みを受け付けた主催者は、取得した個人情報を厳重に管理し、当該情報をスポーツボランティアの目的以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定により取得した個人情報は、スポーツボランティアの参加辞退または目的終了後に速やかに削除するものとする。

(保険)

第7条 第3条第2号の規定に基づき情報提供を行うにあたり、主催者は参加するスポーツボランティアにボランティア活動保険（傷害及び賠償責任保険）に加入しなければならない。

(報酬)

第8条 流山市スポーツボランティアは原則として無償とする。ただし事業主催者の判断により、実費相当額の報償を行うことを妨げない。

(交通費)

第9条 流山市スポーツボランティアは流山市内及び近隣地域で活動するものとし、交通費は支給しない。

(庶務)

第10条 流山市スポーツボランティア制度の運用に係る事務は、流山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課において実施する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、流山市スポーツボランティア制度に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年6月10日から施行する。